

佐土原 R C

週報



国際ロータリー第2730地区
佐土原ロータリークラブ
例会日 毎週金曜日 12:30~13:30
例会場 ホテル神宮寺 0985-73-0015

Real Happiness is Helping Others

世界理解月間

1993. 2. 19 (金) 第257回例会

1. 点鐘
2. ロータリーソング「我等の生業」
3. 「四つのテスト」唱和
4. 食事
5. 会長の時間
6. 幹事報告
7. 各委員会報告
8. 新会員卓話 柳田光寛君
9. 点鐘

第256回例会記録 (1993. 2. 12)

会長の時間 代理 副会長 児玉武文

皆さん今晩は、本日は第256回例会です。
岩切会長が所用で出席できませんので、私が代理をさせていただきます。

毎月第2週を夜間例会にしましたのは、昼間なかなか出席できない会員のことを考慮し、出席率を高めるためと、楽しい例会づくりの一つの工夫をこらすためであります。しかし、最近の出席状況を見ておりますと、昼間例会同様にどうも出席者が偏ってきたように思います。

例会出席がロータリーの基本であることは申すまでもありません。会員全員が頑張って、ロータリアンとしての責務を果たしていくなければならないと考えます。

宮崎日日新聞の金曜日の「四季の窓」には、なかなか良いことが書いてある、と以前にお話ししましたが、今日のその欄には“春一番”

について次のように書いてありました。

「春一番が早い年は暖冬である。逆説的に言えば、暖冬だから春一番が早く吹くのだ。」
私が「四季の窓」を読んでいつも感心するのは、文章が実にきれいであります。

俳句をつくる人の語彙の豊かさ、人間の心理を表現する巧みさ、人と物に対する洞察力、感受性の深さ、といったものを日頃から羨ましく思っていますが、「四季の窓」の筆者にもそれを感じます。

2月5日の「四季の窓」には、“風光る”という季語に関して記述してきましたが、“風光る”とは、山本謙吉氏によれば「うららかな春の日の風のまばゆいきらめきを言い得て妙である。」と評しておられるそうです。

なお、“風薰る”は夏、“風白し”は秋、そして“風冴える”は冬の季語になっています。
風には、光ったり、濁ったり、色づいたり、季節ごとのたたずまいがあるということです。

“冴えかえり 冴えかえりつつ 春なれば”
余寒であり、冬の戻りであります。

季節は一直線には進まず、あたかも、階段を一段上がったかと思うと二段下がるように進んでいくものであります。だから、光は春なのに風はまだ春ではない、と言われたりするのです。

西高東低の気圧配置が、2月上旬は52%もあるのが、3月初めには僅か4%になるとのことです。

今年は不況を吹き飛ばすかのように、早くも「春一番」が吹きましたので、やがて春も近いことと思われます。

事務局〒880-03宮崎県宮崎郡佐土原町大字西上那珂5632(有)藤堂産業☎0985(74)2562
会長 岩切正司・副会長 児玉武文・幹事 藤堂泰一・会計 柳田光寛・会報責任者 垂水敏雄

幹事報告

藤 堂 孝 一

1. 例会変更通知

- * 門川RC 2月18日は休会
- * 都城北RC 2月21日 8:30
サンピア都城
- * 都城中央RC 2月25日 19:00
都城大丸

2. 昨日、宮崎市郡6RCの会長・幹事会があり、岩切会長と私が出席しました。協議事項の中で、来年宮崎市で開催される「世界ベテランズ陸上競技大会」について、主催者側から次のような要請がありました。『この大会はアジアで初めて開催されるもので、しかも第10回という記念すべき大会になります。宮崎県・市としても大会の成功を期して準備を進めておりますが、参加費は自己負担が原則となっているため、参加したくても経費の関係で参加できない国がかなりあるようです。そこで、ロータリー・クラブの皆さんにお願いしたいのは、アジア6ヶ国の各1名分の参加費約125万円を提出していただけないでしょうか。』会長・幹事会ではこれを受けて協議の結果、各クラブ理事会で検討して、次回の会長・幹事会で結論を出すことになりました。(会員一人当たり千円程度の提出が想定されます。)

出席報告

委員長 神宮寺 利 夫

会 員 数	16名
欠 席 者 数	4名
H C 出 席 者 数	12名
出 席 率	75.00%
メークアップ者数	岩切 1名
修 正 出 席 率	81.25%
欠 席 者 名	垂水・濱田・井下

ビジター

宮崎RC 内 村 時 雄 君
西都RC 福 本 博 君
〃 尾 崎 公 男 君

会員卓話 (1)

児 玉 武 文

最近は、日本の企業がアメリカの企業に訴訟を提起されて問題になっています。

これから日本が経済大国として国際社会の中にあって、日本の企業を世界の基準に照らして対応できるように活動して行く、ということを真剣に考えなければならないと思います。

日本の基準を世界に広げるのではなく、世界の基準に日本の企業が順応する意識の改革が必要ではないかと言われています。

一方、国内においては、先日の新聞報道もありましたが、監査役制度の見直しが商法上の問題として検討されています。

法務省の諸問機関が、企業内部における監査役のチェック機能の強化等について答申したものです。

今回の商法改正の動きは、大会社(資本金が5億円以上、貸借対照表上の負債総額200億円以上の会社)に対して適用しようとするものです。主な改正点は、大会社の監査役を2名以上(内1名は常勤)から3名以上にしよう(内1名は必ず社外の監査役で、同一会社に5年以上勤務していないかった者)ということです。

また、監査役の独立性とチェック機能の強化を狙ったものといわれています。

監査役の機能は、業務監査と会計監査があります。業務監査は、取締役が行う業務自体について、その適法性についての監査であります。

(取締役会それ自体にも監査機能はあります)ただし、業務の妥当性についての監査ではないといわれています。いずれにしろ部外監査的な機能が強いのです。会計監査は、公認会計士または監査法人が行いますが、監査役ももちろん会計監査の権限を有しております。(次号へ)